

鳥取県告示第 400 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 19 年 6 月 13 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 19 年 4 月 13 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩美ネットワークギルド

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安養寺 清美

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町大字浦富 1041-12

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者や機械に不慣れな方など情報ネットワークへの適応に一定の補助を必要とする人々、情報ネットワークを適切に利用することでハンディキャップを克服することが期待される人々、生涯学習や公益活動などに情報ネットワークを利用して自身の成長や社会福祉の推進に活用しようとする人々などに対して、パソコンや情報ネットワークに関する啓発活動、ハンディキャップ克服と自立のためのパソコンや情報ネットワークの活用を支援する活動、人々の利用に適した安価な情報ネットワークを提供する活動などに関する事業を行うとともに、地域住民を対象として、パソコンや情報ネットワークを活用したまちづくりや社会教育の推進を図る事業を実施し、もって、来るべき 21 世紀の環日本海地域における公益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

名称、目的、特定非営利活動の種類、事業、会員種別、役員定数及び残余財産の帰属